

第8回 横浜市税制調査会会議録	
日 時	平成27年8月26日(水) 午後3時から午後5時まで
開催場所	市庁舎 2階応接室
出席者	青木委員、柏木委員、川端委員、柴委員、星野委員、望月委員
欠席者	上村委員
開催形態	公開(傍聴者0人、取材0人)
議 題	1. 地方法人課税のあり方について 2. その他
決定事項	なし
議 事	<p>1. 地方法人課税のあり方について</p> <p>(座長) 前回は地方税から見た法人課税、つまり、国税化的どう考えるのか、を議論した。今回はその使途として、交付税の財源に繰り入れるため、地方税と財政調整の重なり部分をまずは論点として挙げる。そして、3点目として財政調整をどう考えるのかが今日の議題の組み立てである。</p> <p>最初に事務局から前回のご意見のまとめと、今回の基礎的な材料になるところの説明願いたい。</p> <p>(事務局) 資料1、資料2に基づき説明</p> <p>(座長) 結論からすると、指定都市市長会として横浜市が主張している所が、正しいと言える。そうすると、資料3の頭の所にあるとおり、速やかに撤廃して、復元をすべきであるとなる。</p> <p>前回のまとめは、地方税において、法人課税があってもおかしくはない、偏在を理由にして取り上げられる方がおかしい、であった。</p> <p>今回は、その続きとして、財政調整の所である。法人事業税の分割基準をどのように考えるのか。あるいはふるさと納税をどのように考えるのか。さらにふるさと納税でいえば、企業版ふるさと納税をどう考えるか。</p> <p>横浜市のような大都市としての攻撃の一つの矢は、大都市需要があるから、それを無視して、税金だけ動かしてどうするのか、という事である。さらにここに加えて、地方法人税は、交付税財源であるという言い方をしているので、攻撃しにくくなっている。</p> <p>今日の結論は、横浜市、あるいは我々専門家として、「自治体間で偏在が出てきたから、横並びにする」ということを認めてよいか。</p> <p>もう一つ、「東京都はお金余っているんだから、田舎のためにお金出し合いましょう。」というものが本当に成立するのは、水平調整制度(地方自治体同士若しくは地方自治体の代表者がお金の配分を決めること)が成立した場合に限るのではないか。</p> <p>(委員) 交付税の問題とともに地方の法人課税の問題である。交付税の観点か</p>

	<p>ら言うと、やはりこの格差ということはどう考えていくべきであろうか。</p>
(座長)	<p>なぜ今回、この地方法人税ができたのか、なぜこうなったのか。法人住民税だったものが、交付税の原資になって、税率決定すら、手出しすらできない状態になった、この原因を政府はあまりはつきり説明していない。原因は何だと思うか。</p>
(委員)	<p>一つは、タイミング的には消費税率が引き上げられて、更に10%まで上がるという、このタイミングであるということがいい、という判断があったのではないか。</p>
(座長)	<p>地方消費税のせいで格差が広がる、とよく言われるが、本当か。</p>
(委員)	<p>ただ、消費税とはいえ、税収の厚いところには、いくのではないかと思う。</p>
(座長)	<p>消費もしくは市町村人口ベースだから、人口の多いところに当然消費税増税分が落ちることになると、人口の多い首都圏が、税収が増えてしまって、格差が広がるというのがよく言われるイメージである。</p>
(委員)	<p>税収の格差にしても法人事業税と住民税でみるとやはり、住民税の方が格差や、偏在性が大きいし、法人事業税が地方法人特別税になったときに、ある年限を区切って、他の手当てができるまでということをやっていたが、そこで振り替えられたということが、タイミング的にはこういうことになったのではないかと理解している。</p>
(委員)	<p>横浜市、要するに、大都市はマイナスだが、地方の市町村にとってみるとありがたいと思っているところがある。東京都がいくら「地方税制度を守れ」といっても、それは所詮「東京都の税収が減るからそれを守れ」といっている」という理屈になってしまうところに、こういう制度がでてくるのではないか。</p>
(委員)	<p>六団体の意見を見てもきれいに分かれている。知事会とかは格差是正で歓迎だが、都市部にいくほどそれが原理原則で反対と、きれいに分かれている。</p>
(座長)	<p>財源の問題でいうのであれば、必要な金がある程度のレベルあれば、みんな納得する。しかし、われわれ横浜市税制調査会だから、お金の中身が自分で稼げるのか、他人に依存しながら配分されているのか、質の違いが相当大きいということは言わなければならない。それぞれの自治体の金庫をあずかる人間からすれば、格差が広がったからと言って、なぜ自分の金庫の方にくるのか、というのはある意味正しい感覚である。格差が開いた責任は国家である、ということになるが、いかがか。</p>
(委員)	<p>それに加えて、横浜市が違う自治体の負担を負う必要があるのかについて考えるべきだと思う。たとえば、横浜市が、どこか遠くの過疎地</p>

	<p>の人に何か悪影響を及ぼすことがあるのだろうかという点から、この議論をみていくやり方もあると思う。</p> <p>地方税理論から離れるが、住民が移動するのは個人のインセンティブだから、横浜市が自助努力の結果、これだけの住民を集めているともいえる。その住民を支えるためには、一定額の地方税が必要であるという主張はできるのではないか。</p>
(座長)	<p>われわれは、自治体の運営をどうするかを諮問を受けているわけなので、横浜市の政策、横浜市の財政運営、横浜市の地方税政策の観点で、アドバイスをするとすれば、純粋に財政調整の理論というのは、考える問題ではない。</p> <p>もう一ついうと、今のままだと、国の責任を横浜市が引き受けるべき理由はどこにもないのではないか。</p>
(委員)	<p>総務省の地方制度調査会でも議論していたが、最近では、大都市の改革が論点になっている。今後、高齢化が進んでいく中で地方とは違う大都市の課題を主張の中にとり入れるというのは可能ではないか。ほかの自治体に財源を捻出している場合ではないくらい、財政が逼迫するような需要があるという意味である。</p>
(座長)	<p>今日、資料の提出が可能であれば、大都市の財政需要がどれほどまであるかを提出願いたい。それを議論するためには、地方交付税が大都市の財政需要をきちんとまかしていないというのを追加で言わないといけない。大都市の中でも特定の需要だけ、例えば、老人福祉や児童施設だけは、交付税の中でも特別枠という形で見て、都市にもその部分はある一定はあげるけど、今まで従来われわれが考えてきたような、日本全国の基準財政需要みたいなものをもとにして、交付税を配るというのはもう、破たんしているんだというのが前提条件である。これを言ったうえで、我々大都市には大都市需要があって、きちんと交付税算定してもらってないのだから、それに加えて税源を奪われるのはあきらかにおかしいということは言わなければいけないと思っている。</p>
(委員)	<p>横浜市は企業立地で補助金を出すだけの財政規模がある。地方都市には、その財政規模がない。だから企業が横浜市にきたと言われると、企業誘致して税収が入ってきた分とそれを補助金と見合いでプラスマイナスゼロにしてもいいのではないかと批判はくるのではないか。地方都市は、せめて大都市が補助金を打った分の金額は地方都市に分けてもいいのではないかと、思うのではないかと。</p>
(座長)	<p>基礎的なところの体力が元から違うので、その部分は埋めてほしいということか。</p>
(委員)	<p>法人住民税を一部国税化したら大都市から「大都市に責任がない」と</p>

	<p>主張されるのは、地方都市からしたら批判がくると思う。それに対して反論するロジックを組まなければならない。</p> <p>(委員) 私は今回の原因、遠因は、平成の大合併が失敗したことにあると思っている。合併をすれば、地方財政としては効率が高まって、支出する部分が少なくなるという夢を抱いてやったと思う。それがふたを開けてみたら余計お金がかかっているというところがある。合併の検証について説明がないので、ある意味数字で検証してくださいと国に求めるということは、ひとつある。</p> <p>将来的には、消費課税の方にもっていくのではないかと考えられる。消費税だけではきついので、法人部分の消費課税割合を高めていくという形での消費課税に持っていかざるを得ない。将来の方向性ということをもう少しはっきり言ってくれれば乗れなくもない話であろう。</p> <p>(座長) 今回の指摘のように、特に 2000 年以降の色々な不手際や姿勢はある。2000 年以前からもずっと続いて、報告書で、前提条件を書くときに、いかにひどい状況になってきて、これは、自治体の頑張りとかレベルを超えた国の政策の失敗、帰結であるというようなことを書いておきたい。それによって格差が広がる、はっきり言って財政規模が小さい自治体がだめになるって言い方をした方が正しい。それが格差の拡大という言葉が使われている。中山間地、農山村の衰退が国の失政の帰結であるとすれば、なぜそれを横浜市が尻拭いをしなければいけないのかというのは、はっきり言って意味不明ということと言える。</p> <p>(委員) 中山間地の経済活動の停滞が大きくて、調査データ、経済センサスでとっているが、想定以上に閉店、撤退、物が売れない状況がある。合併したところがある水準で維持できればいいが、合併すると、経済活動の停滞か発展かどっちかに集中してしまう。地方消費税（都道府県税）としてみる限り、そんなに格差は出ていない。しかし、市町村に配るときは、人口で配るため、格差がでてくる。それについて、法人住民税を一部国税化して調整しようと議論が出ているが、一時的なものではないのかと思っている。制度をどう再構成するかの過渡期ではないかと思っている。ただ、横浜市の反論としては、指定都市市長会の後ろで書かれている議論が、横浜の議論と重なるが、税の議論で議論するのは、正当な反論になると思う。</p> <p>(座長) 消費税の地方への配分が増えると、格差は広がると言っているのは何か。</p> <p>それと、消費税は比較的普遍的にある、人がいれば消費はするから。だから多少とも配分されるだろうという理屈で法人税は偏在が激しいので、取り替えようという発想が声高に叫ばれていて、あたかも同一視されている。これを横浜市税制調査会としてどう考えるのか。交</p>
--	--

	<p>付税財源というのは格差があるものをむしろ突っ込んだ方がいいのか、それともともとも消費税でもなんでもいいから、国税としての消費税を入れたうえで配っても別にいいのか、このあたりどうか。</p>
(委員)	<p>今回のように、地方税を国税に変更するのがいいのかどうかという論点もある。</p>
(座長)	<p>そもそも地方税を国税に変更するのは、別種の異常な事態である。</p>
(委員)	<p>国が基本的に今回の消費税増税の際に、地方公共団体は1%も要らないだろうという議論があった。消費税の増税分は、社会保障の財源であり、社会保障は国の政策だから。</p> <p>消費税という税制の持っている均一性と将来の地方財政を支えるという重要な独自財源という姿勢から見ると、やはり消費税という財源もきちんと地方に対して配分して、その配分の中で自ら施策を決めていくということがとっても重要である、そのせめぎあいである。</p>
(委員)	<p>地方消費税は地方の独自の消費税ではないため、結局、統計データで出ている地域ごとの消費額、それを配布額として国税を分配しているだけと見てとれる。それがいいのか、それとも交付税の基準財政需要の配分方式で配分するのがいいのか、配分式の違いだけではないか。</p>
(委員)	<p>それについて、総務省で議論したのがカナダのHSTというシステムである。税の議論として消費された仕向地に従って、納めたところにしたがって配分している。</p>
(委員)	<p>「地方でも消費税を導入すればよいではないか」という話だが、この議論をして結局挫折するのは、執行部隊がないということ。多段階付加価値税方式で横浜市が消費税条例を作っても市内で執行できない。それから、法定外税の総務省の同意要件にも「物流に影響を与えない事」というのが入っているため、難しい。市境を越えた瞬間にあたかも輸入の時と同じように「課税だ」「免税だ」ということは、納税者側の事務負担を考えてできない。</p> <p>そうすると現在の、国で仕組みを作って分配するという枠組みにしかない。課税ベースが消費だから所得よりも景気に対する弾力性が低いかもしれないということくらいしかメリットがない。</p>
(委員)	<p>その通りだ。地方消費税と言いながら地方公共団体が汗をかかずに上前だけをはねるとするのは、税金ではない。</p>
(委員)	<p>税金ではない。本当であれば、横浜市独自に執行部隊がいて、きちんと入口から出口まで強制執行がかけられるような体制になっていて、横浜市の財政収入のメインは横浜市消費税、横浜市付加価値税ですということが言えるようになればよい。</p>
(座長)	<p>そうすると、税金と、実質税金ではない消費税をもらうのとを比較をすると、横浜市税制調査会としては自主財源にはこだわらざるを得な</p>

	<p>い。したがって消費税は安定性と将来性、あるいは経済の構造変換も考えると消費税は重要な財源ではあるけれども、地方消費税にはなりきれないものなので、一定の条件付きでないと認めがたいと。</p>
(委員)	<p>そこは反論するが、法律には地方の独自財源だということは書き込んである。当面、徴収はできないので国税の税務当局に徴収を委託するという形で書かれている。</p>
(座長)	<p>法律をどう解釈するのかと、課税権の定義をどうするかということであろう。収入権しかないものを独自税と言うのがどうかということについて、詳しく意見書には書き込みたい。自主財源の定義を書いた上で、法律的には独自税と言われているが、実際には収入権しかなく一律税率であって、全く操作の余地もない。特に市町村については税ではない。</p>
(委員)	<p>実態的に市町村では地方消費税の市町村税部分は税金だと思っていない。そこが最大の欠点である。</p>
(座長)	<p>そこを詳しく書いた上で、「今の消費課税の税収は重要だけでも、横浜市税制調査会のような税制の立場からすると、あくまで本来的な意味での税制ではない。したがって、今回それとのバーターのような間違った議論を振りまいているのは、おかしい」となるかと思うが、いかがか。</p>
(委員)	<p>市の職員が、「地方消費税を自ら徴収する」と言ってしまうと大変なことになる。都道府県段階でも大変である。</p>
(委員)	<p>例えば川崎市は川崎付加価値税を導入しない、横浜市は、法定外税として、今と同じ25%相当の税率であるとする、横浜市の市民が買い物に行くときは川崎に行ってしまう。横浜市は地方消費税として独自財源を組み立てると言っても、実質は税収がゼロになってしまう。今の地方消費税のメリットは、全国一律で25%を国で課税しているので自治体間の消費の逃げがない。どこで消費をしても25%は地方消費税分として国がとって分配している。納税者側からすればどこで消費をしても同じ（つまり、消費の場所に対する地方消費税の中立性）というメリットがある。</p>
(座長)	<p>あくまでも、地方法人税がメインの問題だ。消費税の重要性は認めた上で、地方法人課税はやはり必要である。地方法人税で批判されているような偏在性というのは前回の議論の中でも出てきたように、ある程度はあって当たり前であり、これによって偏在性がなくなる方がおかしいから、偏在性を解消するのは国の責任であって税金をとっている横浜市の責任ではないという意見をここでは書き込みたい。</p>
(主税部長)	<p>地方消費税を都道府県でやるとすれば、輸出入と同じように厳格にやらなくてはいけない。しかし、それは、実現できなく、制度上都道府</p>

	<p>県税に独立した税金なのだろうと。賦課徴収権はなくて収入権のという意味で言ったと理解してよいか。</p>
(座長)	<p>消費地に落ちないといけないので、日本の場合県境で税収調整しなければいけないし、途中で落ちたものは最終消費地に移さなければならない。そうすると税の性格上、地方消費税は単一性国家では無理であろう。</p>
(委員)	<p>それは多段階の付加価値税でやっているからであって、単段階の売上税であれば可能であろう。</p>
(委員)	<p>石先生は、地方消費税ではなくて単段階の消費段階課税でやれば良いのではという考えである。</p>
(座長)	<p>あくまでも付加価値税の場合には地方が課税をして、消費地に税収が落ちるようにするのは不可能である。</p>
(主税部長)	<p>国で言っているのは、地方消費税が上がると、税源の格差はますます広がる。しかし、税源が広がるのはあくまでも都道府県にしかすぎない。市町村は税金を掛けていない。</p> <p>交付金の基準となっているのは人口であり、従来は人口と従業者数の統計上付加価値に近いというもので割っていたが、今回は社会保障の財源であり、単純に人口で割ると言っている。課税団体でもないし、消費税を配分基準ではないものが来ているわけだから、市町村を巻き込むのはいかなものか。</p>
(委員)	<p>それには反論する。人口配分と従業者配分がある。従業者数のみでやってしまうと、圧倒的に東京都に全部集中するのを、逆に人口に戻している。従業員に基づいて付加価値額を配分するよりも人口に基づいて配分の方が、より実態に即しているということはある程度確認した上で、人口に基づいて配分するようにした。</p>
(主税部長)	<p>2重構造になっているということか。</p>
(委員)	<p>そうだ。従来のもとの、今回上がったものとの2重構造にしている。</p>
(主税部長)	<p>なぜ従来の方をそのように直さなかったのか。</p>
(委員)	<p>従来分について、過去のいきさつがあって配分しているものを、制度改正の段階で過去を無視して従来分も変更するというのは、難しい。</p>
(座長)	<p>そもそもこれは、どの基準で配ったらいいのか。</p>
(委員)	<p>仕向地原則という、消費額に応じて配分するのがベストだろう。</p>
(座長)	<p>市町村ベースでも、消費のセンサスでやっているわけだから、配ろうと思えばできるはずなのに、なぜそれを避けたのか。理論から言えば、消費以外ない。それ以外のものをやる場合は、政治的に行われる場合だろう。</p>
(委員)	<p>実際データを徴収するための組織が無い。</p>
(座長)	<p>市町村で消費センサスする部署はないのか。</p>

(委員)	実際の事業課としては、ない。
(座長)	しかし、道府県はやっているのではないか。
(委員)	経済センサスで取れるデータで、精査したが、80%~85%くらいしか いかない。なぜかという一番重要なのが付加価値税なので、非課税 などがあって、仕入れ分とかをきちんと精査していかないといけない ため。
(委員)	消費税率があがるから、地方消費税率も連動してあがる。多少割食う かもしれないが、それで格差が広がってしまうので、穴埋めに地方法 人税を作って、市の法人住民税の一部分を国税化した。 地方消費税の格差拡大を地方消費税の中で収めてほしい、とは言えな いのか。常に配分基準がセンサスで出てくる消費額となっているけれ ども、過重配分しても良いのではないか。係数でウエイトを付けて、 都道府県レベルでここは1.2、ここは0.8とか。そういうのはできな いのか。
(座長)	出来るが、政治的な話になる。そうすると、交付税に入れればいいの ではないという話になる。
(委員)	一番単純なのはそうだろう。しかし、さすがに地方分権という文脈で 執行額でやるけど、税目は地方の税目でぶら下がっているわけだか ら、全部交付税でやりますというわけにはいかない。だから、配分の ところで偏在が起きるのであれば、そこに偏在是正の係数かけてくれ ればいいのではないのか。
(座長)	消費増税が原因であれば、ここの中で解決することは十分可能である はずなのに、なんで外の税目を持って行ったのかということであろ う。
(委員)	たぶん、ロットが大きいから、都道府県を飛び越えて、市町村に手を 突っ込んできたという話だろう。薄い所からは取れないから、ちょっ とも多い方から上澄みだけとればいいということだろう。地方消費 税の内部で、やるべきことがあるのではないか。格差是正というこ とであれば、わざわざ横へはみ出してきて、いきなりやっているとい う事は必要ないのではないか。
(委員)	まだまだ改善しなくてはいけない点というのがある。不十分な点やき ちんと詰められていない点がある。理論的には可能だが、まさに実行 の問題で、誰がやるのかということ。まだ問題の解決が出来ていない。
(座長)	どの段階でかけるのかという問題もある。消費段階なのか、蔵出しな のか。
(委員)	蔵出しだと偏在しているのではないか。
(委員)	それに対する反論はきちんと用意してあって、消費段階で行うと言 った時に、どこでやるのか。だれがどのようにやるのか。

	<p>(委員) ややこしいのは、仕入れと消費の分け方だけであろう。コンビニに買いに来た人がこの人が卸売業者なのか最終消費者なのかはコンビニ側が分からないというところがややこしい。しかし、不課税だの非課税だのややこしくいわなければ、そんなにややこしい仕組みではない。</p> <p>(委員) 世界各国で例があつて、それをやると税収が激減する。なぜかという、「消費段階で買ったわけではない。最終段階で買ったわけではない。」と言って、自分で消費してしまう。そのような実務上の課題がある。</p> <p>(座長) 今、付加価値税に話がいつている。法人課税でなにかあるか。</p> <p>(委員) 法人住民税の一部国税化は、暫定で、いずれまた変わるだろうという意見があると受け取れたが、それは、「変わってほしい」という願いか。</p> <p>(委員) 地方団体からすると「暫定にしてほしい」という願いであろう。この委員会が横浜市の委員会になるため、「暫定にしてほしい。戻してほしい」という意見であろう。</p> <p>(主税部長) 現行法は、恒久改正で行っている。さらなる一部国税化をやりたいと言っているのが、与党税制調査会である。</p> <p>(座長) ふるさと納税の部分だが、どのように記載したらよいか意見がほしい。</p> <p>(委員) 企業版ふるさと納税を法人住民税でもやるというものか。</p> <p>(座長) 過疎地を応援したい、震災の被災地を応援したい、ということは良いことだから、奨励しましょう。奨励する根拠もないが、寄附することが良い事だとすれば、やればいいが、これはあくまで国の責任でやるべきである。</p> <p>ここは、真つ当な税の理屈で、ふるさと納税はかなりおかしい。そもそも論の所で意見を言っていきたい。</p> <p>2. その他 特になし</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 平成 27 年度地方財政計画の概要</p> <p>(2) 市税実収見込額の概要</p> <p>(3) 平成 27 年度税制改正に向けた各地方団体要望関係一覧</p> <p>(4) 地方税における法人課税のあり方について</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、改めて日程調整をする。</p>